

## 川辺町工場等用地バンク設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町内の工場用地等に立地を希望する企業等に対し、工場等の立地に適する用地の情報を提供する川辺町工場等用地バンク(以下「工場等用地バンク」という。)を設置することにより、企業立地の促進を図り、もって町商工業の振興と雇用の拡大に寄与することを目的とし、工場等用地バンクの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 営利を目的とし、継続的に物の製造、加工又は貨物運送の事業の用に供する施設及び当該事業のための試験研究用に供する施設並びに商業等の用に供する施設その他町の振興に寄与すると認められる施設をいう。
- (2) 工場用地等 工場等の用に供することが可能な町内の土地及び建物をいう。
- (3) 所有者等 工場用地等の所有権その他の権利により当該工場用地等の売買、賃貸を行うことができる者をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、工場等用地バンク以外による工場用地等の取引を妨げるものではない。

- 2 当該工場用地等に係る固定資産税に未納の徴収金がある者は、工場等用地バンクを利用することはできない。
- 3 川辺町暴力団排除条例(平成24年川辺町条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者は、工場等用地バンクを利用することはできない。

### (登録の要件)

第4条 工場等用地バンクへの登録要件は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) おおむね一区画1,000平方メートル以上で町内の土地であること。
- (2) 所有権その他の権利を有する者全員の同意を得ていること。
- (3) 抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないこと、又は設定されている場合は確実に抹消ができること。
- (4) 土地の境界及び建物の所有区分が明確であり、所有権等の権利帰属について争いが無いこと。
- (5) 現に競売に付されていないこと。
- (6) 宅地建物取引業を営む者(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第77条第3項の規定による届出を行った信託会社及び同条第4項の信託業務を兼営する金融機関を含む。以下「宅地建物取引業者等」という。)に工場用地等の売買、賃貸の媒介又は代理を依頼している場合には、当該宅地建物取引業者等との契約に違反し、又は違反するおそれのないものであること。
- (7) 売買又は賃貸ができない工場用地等でないこと。

(登録申込み等)

第5条 工場等用地バンクの登録を受けようとする所有者等は、工場等用地バンク登録申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 工場等用地バンク登録カード(様式第2号)

(2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認のうえ、適切であると認めたときは工場等用地バンク登録台帳(様式第3号)に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定により登録又は不登録を決定したときは、工場等用地バンク登録(不登録)決定通知書(様式第4号)により当該申込者に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしていない工場用地等について、工場等用地バンクに登録することが適当と認められるものは、当該所有者等に対して工場等用地バンクの登録を勧めることができる。

(登録情報の変更)

第6条 前条第3項の規定による登録完了の通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、工場等用地バンクに登録された情報(以下「登録情報」という。)に変更があったときは、速やかに工場等用地バンク登録情報変更届出書(様式第5号)にて町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに登録情報を変更するものとする。

(登録の抹消)

第7条 登録者は、登録された工場用地等について契約が成立したとき、又は登録情報を抹消したいときは、速やかに工場等用地バンク登録抹消申込書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録情報を抹消するとともに、工場等用地バンク登録抹消通知書(様式第7号)により登録者へ通知しなければならない。

(1) 前項の規定による申込みがあったとき。

(2) 登録の要件に該当しなくなったとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が工場等用地バンクへの登録が適当でないことと認めたとき。

(情報の公開)

第8条 町長は、必要に応じて登録情報を町のホームページ等で公開するものとする。

(交渉等)

第9条 登録された工場用地等への立地希望者は、自らの責任において当該工場用地等についての交渉を行うものとする。

2 町長は、登録者と工場等用地バンク利用希望者との工場用地等に関する交渉及び売買、賃貸借の契約については、直接関与しないものとし、物件の確認及び契約等において生じた問題や損害等について一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年12月24日から施行する。